



重要事項説明書

医療保険



江津たかさご訪問看護ステーション

重要事項説明書

江津たかさご訪問看護ステーション

医療保険で訪問看護を受けられる方

指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容をご説明いたします。わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業所（法人）について

法人名称	社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部 島根県済生会
代表者職・氏名	支部長 木村 清志
法人所在地	島根県江津市江津町 1016-37
法人連絡先	0855-54-0101

2 サービス提供を実施する事業所について

（１）事業所の所在地等

事業所名称	江津たかさご訪問看護ステーション
事業所所在地	島根県江津市江津町 1016-37
電話番号	0855-52-5568
FAX 番号	0855-52-5578
通常の事業実施地域	江津市（桜江町を除く）

(2) 事業の目的および運営方針

事業の目的	療養状態にあるご利用者様の状況に応じた適切な指定訪問看護サービスを提供することにより、高齢者医療確保法及び健康保険法の基本理念に基づき、安全で安心した在宅生活が送れるように支援することを目的とします。
運営の方針	主治医との密接な連携を図るとともに、療養上必要な事項について懇切丁寧に指導または説明いたします。また、療養者であるご利用者様の生活の質を確保し、在宅療養が適切に行われるように努めます。

(3) 事業所窓口の営業日および営業時間

営業日	月～金曜日（ただし祝日、12/29～1/3を除く）
営業時間	8：30～17：15

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～金曜日（状況によっては土、日曜日も対応）
サービス提供時間	8：30～17：15（緊急時は24時間体制）

(5) 事業所の職員体制

管理者名	たなか ゆかり 田中 有佳理
------	-------------------

	職務内容	人員数
管理者	主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるように必要な管理を行います。訪問看護計画書および報告書の作成に関し指導および管理を行います。従業員に法令等の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行います。	1 名
看護職員	指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医からの文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書および報告書を提出し密接な連携を図ります。計画書の作成を行うとともにご利用者様等への説明をし、同意を得た上で看護計画を交付します。常に心身の状況及び環境の的確な把握に努め、療養上必要な事項について適切な指導、説明を行います。担当者会議への出席等により、他の事業所とも連携を図ります。	常勤 3 名以上
理学療法士等	訪問看護計画書に基づき、提供サービスの内容がリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問いたします。(済生会江津総合病院と兼務です)	非常勤 1 名以上

3 提供するサービス内容について

種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示に従い、具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	ご利用者様が、住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送れるように、看護職員が居宅へ訪問し、病状や療養生活を看護の目で評価します。適切な判断に基づいた看護ケアとアドバイスを提供し、安全で安心した療養生活が継続できるように支援します。

ケア内容	・病状や障害の観察 ・褥瘡の予防や処置 ・排泄援助 ・医療的ケア (傷の処置、点滴、カテーテルの管理、在宅酸素、人工肛門 胃ろうや腸ろうの管理など)	・清拭や洗髪などの保清 ・療養生活や介護方法の指導 ・ターミナルケア、看取り
------	---	--

4 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① ご利用者様またはご家族様の金銭、預金通帳、証書や書類、保険証などの預かり
- ② ご利用者様またはご家族様からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ ご利用者様宅の同居家族へのサービス提供
- ④ 身体拘束やその他ご利用者様の行動を制限する行為（生命や身体を保護するための緊急性のある場合を除く）
- ⑤ ご利用者様やご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

5 緊急時や災害時の対応について

サービス提供時に、ご利用者様の病状が急変した場合、必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医への連絡を行うなどの必要な措置を講じ、ご利用者様の予め指定する連絡先にもご連絡いたします。また、地震や水害などの災害時には、やむを得ず訪問できない場合もあります。停電時の対応や防災についても助言、指導を行います。

6 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとにサービス提供の記録を行うこととし、その記録は2年間保存します。
- (2) ご利用者様は、事業所に対して保存されるサービス提供記録の閲覧および複写物の交付を請求することができます。

7 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備および備品について、衛生的な管理に努めます。

ます。

- (3) 必要と判断した場合は、予防のためのガウンや手袋、フェイスシールドなどを装着しての訪問を行う場合があります。感染予防の観点から必要な措置ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
- (4) ペットと同居しているご利用者様は、サービス提供時にはケージに入れるか別室で保護していただくよう、ご協力をお願いいたします。

8 契約の解約権について

- (1) ご利用者様は、事業所に対し、いつでもサービス提供の解約をできます。この場合は、3 日以上予告期間をもって事業所に通知してください。
- (2) 事業所はご利用者様やご家族の非協力などで、お互いの信頼関係が維持できなくなるような事態となった場合、また著しい迷惑行為（暴力や暴言、性的ハラスメントなど）により事業の目的を達成することが不可能となった場合は、サービスのご利用をお断りする場合があります。
 - ① 利用者又はそのご家族がスタッフに対して暴行を加えた場合
 - ② 利用者又はそのご家族がスタッフに対して犯罪行為を行った場合
 - ③ 利用者又はそのご家族がスタッフに対して度重なる要求を行った場合
 - ④ 利用者又はそのご家族がスタッフに対してセクシャルハラスメント又はカスタマーハラスメント（暴言、迷惑行為、合理的理由のない要求その他、社会的相当性のない行為を言う）に該当する行為を行った場合
 - ⑤ 利用者又はそのご家族がスタッフ又は事業所からの要請に合理的理由なく応じない場合
 - ⑥ 前各号に定める他、利用者又はそのご家族と事業者との間の信頼関係が破壊されたと認められる場合

9 看護学生の同行訪問について

事業所は看護学生の実習を受け入れております。個人情報取り扱いについての指導も徹底し、同行させておりますので、ご協力をお願いいたします。しかし様々な事情で受け入れ困難な場合は、遠慮なく、お知らせください。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) ご利用者様およびご家族様に関する秘密の保持について
 - ① 事業所は、ご利用者様の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」および厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における

個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。

- ② 事業所および事業者の使用する者（以下「従業者」という）はサービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ③ 事業者は従業者に、業務上知り得たご利用者様やご家族様の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持する旨に従業者との雇用契約の内容とします。

（２）個人情報の保護について

- ① 事業者は、ご利用者様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者等において、ご利用者様の個人情報を用いません。また、ご利用者様のご家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議でご家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者はご利用者様及びご家族様の個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む）については細心の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、ご利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合はご利用者様の負担となります）

1 1 在宅医療・介護情報共有システムの利用について

在宅医療で生活している療養者の方々を支えるには関わる医療従事者間での迅速な情報共有が必要です。そのため、ICTを活用したシステムで情報共有を図ることとします。利用者は主治医または事業管理者が必要と判断した専門職等（主治医、訪問看護、ケアマネージャー、薬剤師、訪問介護など）で構成されます。システムの管理者及び利用者は常にその取扱いに留意し療養者の方の支援向上以外の目的では使用しません。

- ① 取り扱う情報とは療養者の方の状態や画像、動画なども含みます。また介護者の方の情報も必要と判断された場合は取り扱うこととなります。
- ② 同意した後でも取りやめることができます。その場合であってもサービスの利用に不利益を被ることは一切ありません。
- ③ 知り得た情報は個人情報として取り扱い厚生労働省による「医療情報

システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守します。

1 2 事故発生時の対応方法について

ご利用者様に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、ご利用者様のご家族、居宅介護支援事業所に、連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、ご利用者様に対し賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行います。

1 3 虐待の防止について

事業者は、ご利用者様の人権の擁護・虐待の防止等のために、必要な措置を講じます。従業者に対して虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者または養護しているご家族や親族、同居人などによる虐待を受けたと思われるご利用者様を発見した場合は速やかに、市町村に通報します。

1 4 サービス提供に関する相談・苦情について

- ① ご利用者様またはご家族様からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。
- ② 苦情や相談があった場合は、しっかりとお話を聞き、場合によってはご自宅へ伺うなど、状況の把握に努めます。
- ③ 担当者は速やかに状況報告を行い、ご利用者様の立場に立った適切な対処方法を検討いたします。
- ④ 検討内容については適宜連絡いたします。最終的な対処方法は必ずご報告いたします。
- ⑤ 苦情または相談内容については、真摯に受け止め、個人情報の取扱いに十分配慮したうえで再発防止や今後のサービス向上のための取り組みに従業者全員で検討します。

<相談窓口>

・江津たかさご訪問看護ステーション 平日 8:30～17:15

島根県江津市江津町 1016-37

電話 0855-52-5568 FAX 0855-52-5578

▶苦情や相談は事業所以外に、市町村をはじめ下記の窓口でも伝えることができます。

・江津市健康医療対策課 平日 8:30～17:15

島根県江津市江津町 1016 番地 4

電話 0855-52-2501 (江津市役所代表)

・浜田地区広域行政組合 平日 8:30~17:15

島根県浜田市殿町1番地

電話 0855-25-1520

・島根県国民健康保険団体連合会 平日 9:00~17:00

島根県松江市学園1丁目7番14号

電話 0852-21-2811

15 ご利用料金とお支払いについて

自己負担の割合に応じて、利用料の1割~3割のご負担を頂きます。

そのほか、自立支援医療や公費負担医療制度を受けていらっしゃる方は受給者証をご提示ください。保険証や受給者証などは毎月ご提示いただく必要があります。(自立支援受給者証、特定医療費受給者証、福祉医療費医療証など)
また、発行する領収書と明細書は原則、再発行はいたしませんので、取り扱いにご注意ください。

<お支払方法>

①口座振替

ご利用可能な金融機関：山陰合同銀行・ゆうちょ銀行・その他の金融機関

振替日 月末締めで、翌々月 10日

※振替手数料はご利用様のご負担になります。

②銀行振り込み

振込先 山陰合同銀行 江津支店 普通・2454840

口座名義 江津たかさご訪問看護ステーション 所長 田中 有佳理

※振込手数料はご利用者様のご負担になります。

※必ず、ご利用者様のお名前でご振り込んでください。

医療保険での訪問看護は基本、週 3 日が限度です。しかし、厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象となる方は、4 日以上訪問することができます。

【訪問看護基本療養費（Ⅰ）】

理学療法士等は週 3 日目までも週 4 日目以降も同じ料金です。

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	2 割	3 割	
週 3 日まで (30 分～90 分)	看護師の場合	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり
	理学療法士等	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり
週 4 日目以降 (30 分～90 分)	看護師の場合	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円	1 日あたり
	理学療法士等	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり

【訪問看護基本療養費（Ⅱ）】

同一建物居住者であるご利用者様に、同じ日に訪問した場合、ご利用者 2 人までは上記通りの料金ですが、3 人以上になったときは料金が変わります。

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	算定回数	3 割	
同一日 2 人 週 3 日目まで	看護師の場合	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり
	理学療法士等	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり
同一日 2 人 週 4 日目以降	看護師の場合	6,550 円	660 円	1,310 円	1,970 円	1 日あたり
	理学療法士等	5,550 円	560 円	1,110 円	1,670 円	1 日あたり

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	2 割	3 割	
同一日 3人以上 週 3 日目まで	看護師の場合	2,780 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,780 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
同一日 3人以上 週 4 日目以降	看護師の場合	3,280 円	330 円	660 円	980 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,780 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	2 割	3 割	
同一日 10～19 人 月 20 日目まで	看護師の場合	2,760 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,760 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
同一日 10～19 人 月 21 日目以降	看護師の場合	2,660 円	270 円	540 円	810 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,660 円	270 円	540 円	810 円	1 日あたり

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	2 割	3 割	
同一日 20～49 人 月 20 日目まで	看護師の場合	2,710 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,710 円	280 円	560 円	830 円	1 日あたり
同一日 20～49 人 月 21 日目以降	看護師の場合	2,610 円	270 円	540 円	810 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,610 円	270 円	540 円	810 円	1 日あたり
		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1 割	2 割	3 割	
同一日 50 人以上 月 20 日目まで	看護師の場合	2,610 円	270 円	540 円	830 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,610 円	270 円	520 円	790 円	1 日あたり
同一日 50 人以上 月 21 日目以降	看護師の場合	2,510 円	260 円	520 円	780 円	1 日あたり
	理学療法士等	2,510 円	260 円	520 円	780 円	1 日あたり

【訪問看護基本療養費（Ⅲ）】

在宅療養に備えて一時的に外泊している方への訪問した場合の料金となります。入院中 1 回のみですが、①厚生労働大臣が定める疾病や②特別管理加算の対象の方は 2 回まで可能です。

利用料	ご利用者様負担額			算定回数
	1 割	2 割	3 割	
8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	1 回もしくは 2 回

【訪問看護基本療養費の加算】

加算名称	利用料	ご利用者負担額			算定回数
		1 割	2 割	3 割	
□難病等複数回訪問加算					
▶一日に 2 回訪問した場合					
(同一建物内 1 人又は 2 人)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	1 回あたり
(同一建物内 3 人以上 9 人以下)	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円	1 回あたり
(同一建物内 10 人以上 19 人以下)	3,700 円	370 円	740 円	1,110 円	1 回あたり
(同一建物内 20 人以上 49 人以下)	3,500 円	350 円	700 円	1,050 円	1 回あたり
(同一建物内 50 人以上)	3,300 円	330 円	660 円	990 円	1 回あたり
▶一日に 3 回以上訪問した場合					
(同一建物内 1 人又は 2 人)	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	1 回あたり
(同一建物内 3 人以上 9 人以下)	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円	1 回あたり
20 日目まで	6,900 円	690 円	1,380 円	2,070 円	
21 日目以降					

(同一建物内 10人以上19人以下)					
20日目まで	6,300円	630円	1260円	1,890円	1回あたり
21日目以降	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
(同一建物内 20人以上49人以下)					
20日目まで	4800円	480円	960円	1,440円	1回あたり
21日目以降	3500円	350円	700円	1,050円	
(同一建物内 50人以上)					
20日目まで	4100円	410円	820円	1,230円	1回あたり
21日目以降	3000円	300円	600円	900円	

□特別地域訪問看護加算	
	(訪問看護基本療養費の) 50/100

□緊急時訪問看護加算				
	利用料	1割	2割	3割
月14日目まで	2,650円/日	270円/日	540円/日	810円/日
月15日目以降	2,000円/日	200円/日	400円/日	600円/日

□長時間訪問看護加算					
		利用料	1割	2割	3割
特別管理加算(別表第8)		5,200円	520円	1040円	1,560円
特別指示	週に1日まで				
厚生労働大臣が定める者		5,200円	520円	1040円	1,560円
	週に3日まで				

□乳幼児加算(6歳未満)				
	利用料	1割	2割	3割
	1,400円/日	140円/日	280円/日	420円/日
※超重症児 別表7.8	1,800円/日	180円/日	360円/日	540円/日

□複数名訪問看護加算（精神訪問看護は職種に要件あり）					
		利用料	1 割	2 割	3 割
看護職員+看護職員 週に 1 日まで		4,500 円 (同一 2 人)	450 円	900 円	1,350 円
		4,000 円 (同一 3 人以上)	400 円	800 円	1200 円
看護職員+その他の職員 週に 3 日まで		3,000 円 (同一 2 人)	300 円	600 円	900 円
		2,700 円 (同一 3 人以上)	270 円	540 円	810 円

□夜間・早朝、深夜訪問看護加算				
	利用料	1 割	2 割	3 割
夜間・早朝 ・18:00~22:00 ・6:00~8:00	2,100 円	210 円	420 円	630 円
	※同一建物内 3 人以上 9 人以下の場合			
	・月 15 日目まで			
	2,100 円	210 円	420 円	630 円
	・月 16 日目以降			
	1,900 円	190 円	380 円	570 円
	※10 人から 19 人			
	・月 15 日目まで			
	1,800 円	180 円	360 円	540 円
	・月 16 日目以降			
	1,300 円	130 円	260 円	390 円
	※20 人から 49 人			
	・月 15 日目まで			
	1,200 円	120 円	240 円	360 円
	・月 16 日以降			
	950 円	100 円	200 円	300 円

	※50 人以上 ・ 月 15 日目まで 1, 000 円 ・ 月 16 日目以降 800 円	100 円 80 円	200 円 160 円	300 円 240 円
深夜 ・ 22 : 00 ~ 6 : 00	4, 200 円 ※同一建物内 3 人以上 9 人以下の場合 ・ 月 15 日目まで 4, 200 円 ・ 月 16 日目以降 4, 000 円 ※10 人から 19 人 ・ 月 15 日目まで 3, 900 円 ・ 月 16 日目以降 2, 300 円 ※20 人から 49 人 ・ 月 15 日目まで 2, 100 円 ・ 月 16 日目まで 1, 500 円 ※50 人以上 ・ 月 15 日目まで 1, 800 円 ・ 月 16 日目以降 1, 300 円	420 円 420 円 400 円 390 円 230 円 210 円 150 円 180 円 130 円	840 円 840 円 800 円 780 円 460 円 420 円 300 円 360 円 260 円	1, 260 円 1, 260 円 1, 200 円 1, 170 円 690 円 630 円 450 円 540 円 390 円

【精神科訪問看護基本療養費Ⅰ】

基本、週に3日が限度ですが、退院日から3か月の期間においては週に5日訪問が可能です。精神科訪問看護は精神科の研修を受けた作業療法士が訪問することもできます。

		利用料	ご利用者様負担額			算定回数
			1割	2割	3割	
30分未満 週3日まで (週に4日以上)	看護師または 作業療法士	4,250 円 (5,100)	430 円 510 円	850 円 1,020 円	1,280 円 1,530 円	1日あたり
30分以上 週3日まで (週に4日以上)	看護師または 作業療法士	5,550 円 (6,550)	560 円 660 円	1,110 円 1,310 円	1,670 円 1,970 円	1日あたり

【精神科訪問看護基本療養費Ⅲ】

同一日に、「同一建物居住者」の他の患者または家族にも訪問した場合に算定します。(緊急訪問は人数に合計されませんが、定期の訪問は先述の【訪問看護基本療養費Ⅱ】に準じます)

		利用料	ご利用者様負担額			
			1割	2割	3割	
同一日 2人	・30分未満	4,250 円	430 円	860 円	1,290 円	1日 あたり
	・30分以上	5,550 円	560 円	1,120 円	1,680 円	
同一日 3人以上	・30分未満	2,130 円	220 円	440 円	660 円	1日 あたり
	・30分以上	2,780 円	280 円	560 円	840 円	

【精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ）】 外泊時の訪問看護

原則、入院中 1 回です。しかし厚生労働大臣が定めた疾病や特別管理加算の対象の方は、2 回訪問できます。

利用料	ご利用者様負担額			算定回数
	1 割	2 割	3 割	
8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円	1 回もしくは 2 回

【精神科訪問看護基本療養費の加算】

□長時間精神訪問看護加算

	利用料	1 割	2 割	3 割
・ 特別管理加算の対象者	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
・ 厚生労働大臣が定める疾病	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円
・ 精神科特別訪問看護指示書の場合	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

□複数名精神訪問看護加算

- ・ イ：保健師、看護師、作業療法士
- ・ ロ：准看護師
- ・ ハ：看護補助者、精神保健福祉士

	利用料	1 割	2 割	3 割
イ＋イ 同一建物内 2 人まで	1 回/日 4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	2 回/日 9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円
	3 回以上/日 14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円

イ＋ロ 同一建物内 2 人まで	1 回/日 3,800 円	380 円	760 円	1,140 円
	2 回/日 7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円
	3 回以上/日 12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円
イ＋ハ 同一建物内 2 人まで	1 回/日 3,000 円	300 円	600 円	900 円

☐精神科複数回訪問加算

イ：1 日に 2 回訪問した場合

・ 同一建物 2 人まで	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
・ " 3 人以上	4,000 円	400 円	800 円	1,200 円

ロ：1 日に 3 回以上訪問した場合

・ 同一建物 2 人まで	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
・ " 3 人以上	7,200 円	720 円	1,440 円	2,160 円

【訪問看護管理療養費】

□訪問看護管理療養費 1（月の初日の場合）

	利用料	1 割	2 割	3 割	
イ：機能強化型訪問看護 管理療養費 1	13,760 円	1,376 円	2,752 円	4,128 円	月に 1 回
ロ：機能強化型訪問看護 管理療養費 2	10,460 円	1,046 円	2,092 円	3,138 円	月に 1 回
ハ：機能強化型訪問看護 管理療養費 3	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円	月に 1 回
ニ：機能強化型訪問看護 管理療養費 4	9,030 円	903 円	1,806 円	2,709 円	月に 1 回
ホ：イからニまで以外 の場合	7,710 円	771 円	1,542 円	2,313 円	月に 1 回

□訪問看護管理療養費 2（月の 2 日目以降の場合）

	利用料	1 割	2 割	3 割	
2 日目から	3,010 円	310 円	620 円	930 円	1 日に つき

※同一建物内で 20 人以上訪問した場合、日数に応じて減算となります。

【訪問看護管理療養費の加算】

□24 時間対応体制加算

利用料	1 割	2 割	3 割	
(イ) 6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	1 回/月
(ロ) 6,520 円	652 円	1,304 円	1,956 円	1 回/月

□特別管理加算

利用料	1 割	2 割	3 割	
(高) 5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	1 回/月
2,500 円	250 円	500 円	750 円	1 回/月

※5,000 円/月 特別な管理のうち重症度の高い場合

※2,500 円/月 特別な管理を要する

□訪問看護医療 DX 情報活用加算				
利用料	1 割	2 割	3 割	
50 円	5 円	10 円	15 円	1 回/月

□訪問看護医療情報連携加算				
	1 割	2 割	3 割	
1, 000 円	100 円	200 円	300 円	1 回/月

※他の保険医療機関等の関係職種が I C T を用いて記録した利用者に係る診療情報等を活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定。

□退院時共同指導加算				
	1 割	2 割	3 割	
8, 000 円	800 円	1, 600 円	2, 400 円	入院中 1 回
□特別管理指導加算（特別管理加算の対象者に退院時共同指導を行った場合）				
	1 割	2 割	3 割	
2, 000 円	200 円	400 円	600 円	上記に 上乗せ
□退院支援指導加算（退院した当日の訪問）				
	1 割	2 割	3 割	
6, 000 円	600 円	1, 200 円	1, 800 円	
8, 400 円	840 円	1, 680 円	2, 520 円	90 分以上
□在宅患者緊急時等カンファレンス加算				
	1 割	2 割	3 割	
2, 000 円	200 円	400 円	600 円	2 回/月
□在宅患者連携指導加算				
	1 割	2 割	3 割	
3, 000 円	300 円	600 円	900 円	1 回/月

□訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）				
	1 割	2 割	3 割	
1,830 円	183 円	366 円	549 円	1 回/月

※事業所において、主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合に算定

□訪問看護物価対応料 1		
月の初日	60 円/日	令和 9 年から 120 円/日
月の 2 日目以降	20 円/日	令和 9 年から 40 円/日

※物価上昇に対応するため、訪問看護管理療養費の算定に併せて算定

□訪問看護遠隔診療補助料				
	1 割	2 割	3 割	
2,650 円	270 円	540 円	810 円	1 回/月

※緊急に診察を要すると判断した主治医の指示を受けて訪問し、情報通信機器を用いた診療の補助を行った場合に算定。

【訪問看護情報提供療養費】

□訪問看護情報提供療養費 1（市町村および都道府県、保健所等）					
		1 割	2 割	3 割	
	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
□訪問看護情報提供療養費 2（保健所、幼稚園、義務教育諸学校）					
		1 割	2 割	3 割	
	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回
□訪問看護情報提供療養費 3（保険医療機関等）					
		1 割	2 割	3 割	
	1,500 円	150 円	300 円	450 円	月 1 回

【訪問看護ターミナルケア療養費】

☐ 訪問看護ターミナルケア療養費 1

・ 訪問看護ターミナルケア療養費 2 に該当しない場合

		1 割	2 割	3 割	
	25,000 円	2,500 円	5,000 円	15,000 円	死亡月

☐ 訪問看護ターミナルケア療養費 2

・ 特別養護老人ホーム等で看取り介護加算等を算定しているご利用者に
ターミナルケアを行った場合

		1 割	2 割	3 割	
	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	死亡月

【その他の料金】

キャンセル料 (前日までに連絡がなかった場合)	800 円
業務時間外の訪問 (緊急ではない訪問)	2000 円/時間
保険外サービス ・ 外出時の付き添い ・ 冠婚葬祭の付き添い ・ 介護者外出時の見守りなど	※別途契約が必要 平日昼間 (8 時～18 時) 8,000 円/時 7,000 円/時 (3 時間以上) 平日夜 (18 時～22 時) 10,000 円/時 9,000 円/時 (3 時間以上) 平日早朝 (6 時～8 時) 10,000 円/時 平日深夜 (22 時～6 時) 10,800 円/時 ▶祝祭日は それぞれ+2,000 円 詳細は要相談
交通費	通常実施地域 (旧江津市 桜江町を除く) ・ 300 円 (往復) /回 実施地域を超えた地域 (市外) ・ 430 円 (往復) /回
エンゼルケア	15,000 円 ※ただし、時間外や休日の場合は、 25,000 円とする
吸引器の貸し出し ▶基本 2～3 か月の使用の場合	※別途契約が必要 800 円/月 接続チューブ必要 (880 円)

衛生材料

テガダームロール 1m（フィルム剤）	431 円
サージカルテープ（1 個）	155 円
不織布ガーゼ 4 折 200 枚（洗浄用）	640 円
吸引チューブ アダプタ	880 円
ハイゼガーゼ 4 折 300 枚（創用）	2487 円
吸引カテーテル 1 本	62 円

<重要事項説明年月日>

説明年月日	年 月 日
説明者氏名	

指定訪問看護サービスの契約にあたり、上記の通り重要事項について説明いたしました。

事業者	所在地	島根県江津市江津町 1016-37	
	事業所名	江津たかさご訪問看護ステーション	
	代表者名	田中 有佳理	印

上記内容の重要事項について説明を受け、同意しました。

ご利用者様	住所		
	氏名	印	
	代筆者氏名		続柄（ ）

代理人	住所		
	氏名	電話	続柄（ ）

